

議案第36号

木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月7日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）」が令和元年5月15日に施行され、物価の変動等により国政選挙における選挙長等の報酬の基準単価が見直しされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

| 職名           | 支給区分 | 報酬額     |
|--------------|------|---------|
| 選挙長          | 一選挙  | 10,800円 |
| 投票所の投票管理者    | 一選挙  | 12,800円 |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額   | 11,300円 |
| 開票管理者        | 一選挙  | 10,800円 |
| 投票所の投票立会人    | 一選挙  | 10,900円 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額   | 9,600円  |
| 開票立会人        | 一選挙  | 8,900円  |
| 選挙立会人        | 一選挙  | 8,900円  |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

参考資料（議案第36号）

木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

本則（略）

別表（第2条、第3条、第4条関係）

| 職名           | 支給区分 | 報酬額     |
|--------------|------|---------|
| 選挙長          | 一選挙  | 10,800円 |
| 投票所の投票管理者    | 一選挙  | 12,800円 |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額   | 11,300円 |
| 開票管理者        | 一選挙  | 10,800円 |
| 投票所の投票立会人    | 一選挙  | 10,900円 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額   | 9,600円  |
| 開票立会人        | 一選挙  | 8,900円  |
| 選挙立会人        | 一選挙  | 8,900円  |

（旧）

本則（略）

別表（第2条、第3条、第4条関係）

| 職名           | 支給区分 | 報酬額     |
|--------------|------|---------|
| 選挙長          | 一選挙  | 10,600円 |
| 投票所の投票管理者    | 一選挙  | 12,600円 |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額   | 11,100円 |
| 開票管理者        | 一選挙  | 10,600円 |
| 投票所の投票立会人    | 一選挙  | 10,700円 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額   | 9,500円  |
| 開票立会人        | 一選挙  | 8,800円  |
| 選挙立会人        | 一選挙  | 8,800円  |

政策等の形成過程の説明資料

|                       |   |                           |
|-----------------------|---|---------------------------|
| 議案名                   | 議案第36号 木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について   |                           |
| 担当課                   | 総務課 行政係   |                           |
| 提案事項の概要等<br>(必要性、効果等) | 「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）」が令和元年5月15日に施行され、物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図ることを目的に、選挙長等の報酬の基準単価が見直しされたことに伴い、同法の単価を準用している本市の報酬額を見直すため、所要の改正を行うものです |                           |
| 提案に至るまでの経緯            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律<br/>令和元年5月15日公布<br/>令和元年5月15日施行</li> <li>・選挙管理委員会（令和元年5月16日）</li> </ul>                   |                           |
| 市民参加の状況               | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無  |                           |
| 市総合計画の位置付け            | 基本方針  | 3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり |
|                       | 政策分野  | 7 協働                      |
|                       | 施策  | ①市民参加・参画                  |
| 概算事業費<br>(単位：千円)      | <input checked="" type="checkbox"/> 単年度（令和元年度）<br><input type="checkbox"/> 複数年度（    年度）<br>・令和元年度 参議院議員通常選挙事業費 38,563千円   |                           |
| 将来にわたる効果及び経費の状況       | 本年執行予定の第25回参議院議員通常選挙から投票管理者や投票立会人等の報酬額を引き上げます。  |                           |